



# 工業用水・工場排水試験方法— 第5部：微生物及び生物学的影響

JIS K 0102-5 : 2024

令和6年10月21日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	高津 章子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	阿部 明美	一般社団法人日本ゴム工業会
	上野 博子	一般財團法人化学物質評価研究機構
	上野 祐子	中央大学
	大野 香代	一般社団法人産業環境管理協会
	小川 修	一般社団法人日本塗料工業会
	柏 英則	日本プラスチック工業連盟
	下鍋 達也	公益社団法人自動車技術会
	永田 淳	一般社団法人日本分析機器工業会
	野田 浩二	一般社団法人日本化学工業協会
	花村 美保	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	林 英男	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	三浦 安史	石油連盟
	山田 美佐子	一般財團法人日本消費者協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 6.10.21

官 報 掲 載 日：令和 6.10.21

原案作成協力者：一般社団法人産業環境管理協会

(〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-3-1 幸ビルディング TEL 03-3528-8154)

審議部会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 松橋 隆治）

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会（委員会長 高津 章子）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義</b>	1
<b>4 共通事項</b>	2
<b>4.1 化学分析方法</b>	2
<b>4.2 試験に使用する水</b>	2
<b>4.3 試験に使用する試薬</b>	2
<b>4.4 ガラス器具類</b>	3
<b>4.5 試料</b>	3
<b>5 細菌試験</b>	3
<b>5.1 一般</b>	3
<b>5.2 細菌試験における共通事項</b>	3
<b>5.3 一般細菌</b>	6
<b>5.4 大腸菌群数</b>	8
<b>5.5 ふん便性大腸菌群</b>	17
<b>5.6 大腸菌数</b>	18
<b>5.7 従属栄養細菌</b>	23
<b>5.8 レジオネラ属菌</b>	26
<b>5.9 その他の細菌類</b>	33
<b>6 生物影響試験</b>	33
<b>6.1 一般</b>	33
<b>6.2 生物影響試験における共通事項</b>	33
<b>6.3 魚類による急性影響試験</b>	34
<b>6.4 甲殻類による急性遊泳阻害試験</b>	39
<b>6.5 淡水藻類による生長阻害試験</b>	42
<b>附属書 A (参考) 引用規格</b>	47
<b>附属書 B (参考) JIS と対応国際規格との対比表</b>	49
<b>解 説</b>	50

## まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS K 0102** 規格群（工業用水・工場排水試験方法）は、次に示す部で構成する。

**JIS K 0102-1** 第1部：一般理化学試験方法

**JIS K 0102-2** 第2部：陰イオン類、アンモニウムイオン、有機体窒素、全窒素及び全りん

**JIS K 0102-3** 第3部：金属

**JIS K 0102-4** 第4部：有機物

**JIS K 0102-5** 第5部：微生物及び生物学的影響

日本産業規格

JIS

K 0102-5 : 2024

# 工業用水・工場排水試験方法— 第5部：微生物及び生物学的影響

Testing methods for industrial water and industrial wastewater—  
Part 5: Microorganisms and biological effect

## 1 適用範囲

この規格は、工業用水の試験方法、及び工場（事業所を含む。）からの排水（以下、工場排水という。）の試験方法のうち、微生物及び生物学的影響の試験方法について規定する。個別試験項目において適用対象を規定していない場合は、その試験は工業用水及び工場排水の両方に適用する。

この規格で規定する試験方法のうち、対応国際規格がある場合、その対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、該当する試験方法ごとに該当箇条に示す。

なお、対応国際規格の技術的内容を変更している箇所は、技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書B**に示す。

## 2 引用規格

附属書Aに示す引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS K 0211**による。

### 3.1

#### 一般細菌

標準寒天培地を用いて  $36\text{ }^{\circ}\text{C} \pm 1\text{ }^{\circ}\text{C}$  で 24 時間  $\pm 2$  時間培養したとき、培地に集落を形成する全ての細菌

### 3.2

#### 大腸菌群

グラム陰性の無芽胞短かん（桿）菌で、乳糖を分解して酸とガスとを產生する好気性又は通性嫌気性の細菌群

### 3.3

#### ふん便性大腸菌群